

参考：委託聴講生制度協定書

大学院英文学専攻委託聴講制度

●大学院委託聴講生（英語英文学専攻）に関する協定書（抄）

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。その目的を果たすには単独で履行するよりも、大学間の提携によって協力しあう方がより能率的であることは言うまでもない。最も望ましいのはこの協定が国の内外と国公立の区分なく、学部と大学院の研究と教育との両面におよぶことであろう。このような状態に近づく第一歩として、下記の大学は大学院英文学専攻に委託聴講生の制度（委託聴講による単位互換制度）を設けることに一致した。委託聴講生とは、原則として学生が所属する大学院以外の大学院の授業科目を聴講し、単位を修得することを希望する場合、所属校の専攻主任または指導教員が教育研究上有益であると認めるときに、両大学院間の了解により所属大学院から受入大学院に委託される聴講生のことである。

委託聴講生の取扱いについては次のとおりこれを定める。

- (1) 大学院に在学する学生が教育研究上の必要により、他大学大学院の授業科目を聴講しようとするときは、所属大学院の指導教員の了解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨、申し出るものとする。
- (2) 定められた手続きを経て他大学大学院生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業に差し支えない限り聴講を許可する。
- (3) 委託聴講生の聴講料については協定校間の協議により、それぞれの大学においてこれを定める。

▼委託聴講に関する細則（抄）

第1条 加盟大学大学院の英文学、英語学に関連する専攻課程に在学する学生は、必要単位の一部を他の加盟大学の大学院において修得することができる。

2 他大学の大学院において修得できる単位の数は、所属大学院の定めるところによる。

第2条 第1条により単位修得の目的で他大学大学院の授業を聴講しようとする学生は、所定の用紙により願い出て、所属大学院の承認と、聴講を希望する他大学院の許可を得なければならない。

2 単位修得を目的としない聴講も右に準ずる。

第3条 委託聴講の願いが受理されたならば、学生は聴講先の大学院に対し、聴講料を納入しなければならない。

2 聴講料は1科目（通年）金2,000円（1学期のみの場合は金1,000円）とする。

第4条 委託聴講生の出願期間は原則として4月30日までとす

る。

第5条 委託聴講生を受入れた大学院は、学年末に、委託聴講生の所属大学院に、「委託聴講生成績通知書」を送付するものとする。

大学院史学専攻委託聴講制度

●大学院委託聴講生（史学専攻）に関する協定書（抄） （趣旨）

第1条 聖心女子大学大学院文学研究科史学専攻と東京女子大学大学院人間科学研究科人間文化科学専攻歴史文化分野は、大学院相互の交流を促進し、学生の教育研究上の必要のため、単位互換に関する協定を締結し、委託聴講生（聖心女子大学大学院）・特別聴講学生（東京女子大学大学院）（以下「委託聴講生等」という。）の制度を設ける。

（授業科目の履修）

第2条 聖心女子大学大学院文学研究科史学専攻（修士課程）及び東京女子大学大学院人間科学研究科人間文化科学専攻歴史文化分野（博士前期課程）に在籍する学生は、協定先大学院の研究科（以下「協定先大学院」という。）が提供する授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生が履修することのできる授業科目の範囲及び修得することのできる単位の上限は、当該学生の所属する大学院（以下「所属大学院」という。）の学則その他諸規則の定めるところによる。

（履修の申請）

第3条 この協定に基づき、協定先大学院の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書にあらかじめ所属大学院の専攻主任又は指導教員の承認を得て、協定先大学院の担当部署に所定期日までに願い出るものとする。

2 履修には、当該授業科目の担当者の許可を必要とするが、協定先大学院において別に定める場合は、この限りではない。（許可）

第4条 協定先大学院は、前条による願い出を受けたときは、当該大学院の定めるところにより受入れを許可するものとする。ただし、受入れに当たりやむを得ない事情がある場合には、許可しないことがある。

（委託聴講生等）

第5条 前条により受入れを許可した学生を「委託聴講生」（聖心女子大学）、「特別聴講学生」（東京女子大学）とし、当該学生証を交付する。

2 委託聴講生等は、協定先大学院の定める学則その他諸規則を遵守しなければならない。

（成績評価及び単位の認定）

第6条 委託聴講生等の成績評価は、協定先大学院において

100点法による表記で行う。ただし、所属大学院での成績評価及び単位認定は、その定めるところによる。

(成績の通知)

第7条 委託聴講生等の成績は、所定の成績通知書により、協定先大学院の教務担当部署から所属大学院の教務担当部署に通知しなければならない。

(聴講料等)

第8条 委託聴講生等の履修に係る聴講料は、通年授業科目2,000円、半期授業科目1,000円とし、一旦納入された聴講料は返還しない。

2 前項に定めるもののほか、教材費等を徴収する必要がある場合は、協定先大学院の定めるところにより徴収することができる。

(施設・設備の利用)

第9条 委託聴講生等は、協定先大学院の認める範囲で、図書館等の施設及び設備を利用することができる。

(運営)

第10条 当該年度に提供する授業科目の種類、内容、時間割等の資料は、前年度末までに協定先大学院に送付するものとする。

第11条 本協定の運営に関する費用は、必要に応じて各校が負担するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めるもののほか、単位互換の実施に關し必要な事項は、その都度協議し、文書により合意するものとする。

2 前項の文書は、同一正文各1通を双方で保有する。

(改廃)

第13条 本協定の改廃は、双方の協議により行うものとする。

首都圏大学における大学院委託科目等履修制度

●宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻に関する協定書(抄)

古今東西における宗教の多種多様性は言を俟たない。その多様性に着目し、諸宗教間の比較研究を行い、そこから共通性と独自性を抽出する学的営みとして、近代の宗教学は始まった。

この近代宗教学の目的は、さまざまな宗教のパワーが顕在化しつつある現代においても、十分意義を有するものである。そして諸宗教の多様性と宗教が人類文化や個人の人格形成に果たしてきた役割を総合的かつ多角的に研究することは、宗教学の発展に寄与するのみならず、人類の平和、福祉に貢献するものと確信する。そのため宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する大学院間で提携し協定を結び、それぞれの専門性と学的背景をいかしつつ、大学院生の教育を行うことは、きわめて効率がよく、かつ大学院生の研究上の教育的効果も増すものと考えられる。

もっとも望ましいのは、この協定が日本内外の国公立の区別なく、大学院生が可能な限り自由に研究を遂行するための運

営期間を設立することであろう。このような状態に近づく第一歩として、下記の大学は、大学院宗教学専攻および宗教学関係専門科目を開講している専攻間に委託科目等履修生制度を設けることに一致した。

大学院委託科目等履修生(以下「委託履修生」という。)とは、大学院生が研究上の必要から自己の所属する大学院以外の科目を履修希望する際に、両大学院間の諒解により所属大学院から相手大学院に委託される委託履修生のことであり、その取り扱いについては次のとおりである。

- (1) 大学院に在籍する大学院生が研究上の必要により、他大学大学院の科目を履修しようとするときは、所属大学院の諒解を得たうえで、所属大学院を通して希望する大学院にその旨を申し出るものとする。
- (2) 定められた手続きを経て、履修申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の科目にさしつかえない限り履修を許可する。
- (3) 委託履修生の履修料については、協定校間の協議により別に定める。

▼宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻に関する細則(抄)

第1条 この細則は「首都圏大学における大学院委託科目等履修生制度(宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻)に関する協定書」に基づき、大学院委託科目等履修生制度の運用について定めるものとする。

第2条 本協定書に合意した大学の大学院宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻に在籍する大学院生は、単位の一部を、本協定書に合意した他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)において修得することができる。

2 他の大学院において修得できる単位の上限は各大学院の規定に従う。

第3条 第1条により委託科目等履修生(以下「委託履修生」という。)が他の大学院の科目を履修しようとするときは、所定の用紙により所属大学院の指導教員の承認と、履修を希望する他の大学院の研究科長の許可を得なければならない。

2 申請期間は原則として4月中旬とする。

第4条 委託履修生は、履修を希望する他の大学院より履修の許可が得られた場合、すみやかに当該大学院に履修料を納入しなければならない。

2 履修料は各大学院で別途定める。

3 納入した履修料は、いかなる理由があっても返還しない。

第5条 履修が許可され受け入れた履修生の大学院での身分は、各大学の定める規定に準拠するものとし、当該受け入れ大学は、図書館等その他研究に必要な施設の利用にできるかぎりの便宜を図るものとする。

第6条 本協定書に合意した大学は、学年末または学期末に委託履修生の所属する大学に「成績通知書」を送付するものとする。

第7条 この細則の改廃は連絡会議の議を経て行う。

大学院人間科学専攻委託聴講制度

●大学院委託聴講生（人間科学専攻－教育学分野）に関する協定書（抄）

（履修科目）

第1条 履修できる授業科目は、当該大学において開講される科目とする。

（修得単位）

第2条 履修した授業科目のうち認定する単位数は一学生あたり10単位を限度とする。

（履修手続）

第3条 履修を希望する者は、所属大学の指導教員の許可を受けた上、所属大学を通じ、相手大学へ履修許可願書を提出するものとする。

（履修許可）

第4条 履修許可願書を受理した大学は、当該大学の正規授業に支障のない範囲で履修を許可するものとする。

2) 履修を許可した大学は、履修許可証を発行する。

（履修料）

第5条 履修を許可された者は、所定の期日までに、履修料を納入するものとする。

2) 履修料は1単位500円とする。

（単位認定）

第6条 履修した授業科目の成績評価、および単位認定については、それぞれの受け入れる大学が定める方法による。

2) 前項について、協定大学は、毎学期末に報告をするものとする。

（施設の利用）

第7条 協定大学は、学生が授業を受ける上で必要な施設・設備の利用について、便宜を図るものとする。

（協議の見直し）

第8条 協定の運用については、必要に応じて協議するものとする。

（協定の改正）

第9条 協定の改正については、大学間の協議によるものとする。

●大学院委託聴講生（人間科学専攻－心理学分野）に関する協定書（抄）

第1条 標記の大学院文学研究科各専攻に在学する学生は、標記の各専攻に設置される科目を履修し、単位を修得することができる（委託聴講による単位互換）。（以下「委託聴講制度」という。）

第2条 委託聴講制度で在学中に修得できる単位数は、所属大学院学則の認める範囲内とする。ただし、10単位を限度とする。

第3条 聴講を希望する学生は、所属する大学院の指導教員および専攻主任の承認をえて、所定の願書を受入校に提出する。

第4条 願書を受理した大学院は、当該大学院の正規授業に支障のない範囲で履修を許可するものとする。

第5条 受入校は学生が履修した科目の成績および単位について、学生が所属する大学院に報告するものとする。

2) 学生が所属する大学院は受入校からの報告に基づき単位を認定することができる。

第6条 本協定の運用については、必要に応じて協議する。

第7条 本協定の内規は別に定める。

第8条 本協定の改正については、協定大学間の協議による。

カトリック女子大学大学院委託聴講制度

●カトリック女子大学大学院委託生又は委託聴講生に関する協定書（抄）

カトリック女子大学大学院学生が研究上の必要から自己の在籍する大学院以外の大学院の開講する授業科目を履修することを希望するとき、在籍する大学院から相手大学院へ委託生又は委託聴講生として受け入れるために、下記のカトリック女子大学間で協定書を取り交わす。

協定大学名 白百合女子大学 聖心女子大学 清泉女子大学
（受入）

第1条 この協定に参加する大学の大学院に在籍する学生が、他の大学の大学院が開講する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開講する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

（委託生又は委託聴講生）

第2条 各大学は、前条により受け入れた学生を「大学院委託生又は委託聴講生」として取り扱う。

（履修期間）

第3条 委託生又は委託聴講生の履修期間は、原則として1年間とする。

（授業科目の範囲及び単位数）

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、10単位の範囲内で科目開設大学の決定による。

（学生数）

第5条 各大学の受け入れる学生数は、科目開設大学の決定による。

（受入手続き）

第6条 委託生又は委託聴講生の受入れ手続きは、次のとおりとする。

1) 他の大学の大学院に委託生又は委託聴講生として出願を希望する学生は、定められた期日までに出願書類を学生の在籍する大学を通じて、受講を希望する科目開設大学に提出するものとする。

2) 科目開設大学は、必要に応じて選考を行い、受入れ学生を決定する。

3 科目開設大学は、選考の結果を受講を希望する学生の在籍する大学を通じて当該学生に通知する。

(単位認定の方法)

第7条 委託生又は委託聴講生が科目開設大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、科目開設大学の定めるところによるものとする。

(出願期間)

第8条 委託生又は委託聴講生の出願期間は、原則として4月30日までとする。

(学生納付金の扱い)

第9条 委託生又は委託聴講生の学生納付金は、聴講料のみ徴収することとし、1科目(通年)2,000円とする。ただし、前期又は後期のみの履修の場合は1,000円とする。

(委託生又は委託聴講生への便宜供与)

第10条 委託生又は委託聴講生が履修上必要な施設、設備の利用等については、便宜を供与する。

(以下略)

渋谷4大学連携単位互換制度

●渋谷4大学連携単位互換制度に関する協定書(抄)

青山学院大学、國學院大学、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、聖心女子大学(以下、「渋谷4大学」という。)は、渋谷4大学の連携・協力に関する基本協定書第2条の規定に基づき、各大学の学部及び大学院において単位互換を実施することに合意し、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 渋谷4大学は、相互に科目を提供することにより、渋谷で学ぶ意義を高めると共に、大学間の交流を深め、学生に対して、所属大学における学びにとどまらない多様な価値観に基づく学修機会を提供することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づく単位互換は「渋谷4大学連携単位互換制度」と称する。

(内容)

第3条 渋谷4大学は、他の大学に所属する学生に提供する授業科目を定め、相互に告知するものとする。

2 渋谷4大学に在学する学生は、前項の授業科目を履修し、単位を修得することができる。ただし、各年度において履修できる単位数に上限を設ける。

(資格)

第4条 本協定に基づき、他の大学の授業科目を履修できる学生は、所属大学の定める基準を満たし、その承認を受けた者とする。

(出願)

第5条 本協定に基づき、他の大学の授業科目を履修しようとする学生は、定められた期日までに、受講を希望する授業科目の履修を願出しなければならない。

(許可)

第6条 受入れ大学は、前条の出願に基づき、受講の可否を決定し、すみやかに学生の所属大学へ通知する。

(学生の身分及び学籍)

第7条 前条により受入れを許可した学生を渋谷4大学特別聴講学生(以下、「特別聴講学生」という。)と称し、その者の学籍は、所属大学に置く。

2 各大学は、受け入れた学生に対し、その身分を明らかにする学生証を交付する。

3 特別聴講学生は、受入れ先の大学が定める学則その他諸規則を遵守しなければならない。

(成績評価及び単位の認定)

第8条 特別聴講学生の成績評価は、受入れ先の大学が定める成績評価基準に基づいて行う。

2 特別聴講学生の成績評価に基づく単位の認定および認定できる単位数の上限は、所属大学が定める学則その他諸規則により行う。

(成績の通知)

第9条 特別聴講学生の成績は、所定の成績通知書により、受け入れた大学の学長から所属大学の学長宛に通知しなければならない。

2 前項の成績の表記には、素点を用いる。

(聴講料等)

第10条 特別聴講学生の聴講料は徴収しない。ただし、別に定める手数料を徴収するものとする。

2 前項に定めるもののほか、受講に必要な教材費等の経費は、特別聴講学生の負担とする。

(施設・設備の利用)

第11条 特別聴講学生は、受入れ先の大学が認める範囲で、図書館等の施設及び設備を利用することができる。

(費用の負担)

第12条 本協定の運営に関する費用は、必要に応じて各校が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この協定書に定めるもののほか、単位互換の運用に関し必要な事項は、別に定める運用規程による。

(改廃)

第14条 本協定の改廃は、渋谷4大学連携単位互換専門部会の協議により行い、連携協議会の承認を得るものとする。